

(再) 弊社製テールゲートリフタ用リヤコンビネーションランプのリコール及び自主改善に関するお知らせ

平素は弊社製品をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、平成29年12月14日に弊社は次の内容のリコール及び自主改善を国土交通省へ届け出ました。その後改善工事を進めておりますが、まだ改善工事が未実施の車両があります。

対象車両をご愛用いただいておりますお客様には、大変ご迷惑をお掛けすることとなり誠に申し訳ございません。改善工事が未実施の当該製品をお持ちのお客様には、お知らせのダイレクトメール、電話、訪問等により直接ご案内申し上げます。ご無理を申しあげることになりますが、お時間の都合をつけていただき、弊社手配による修理（無料）をお受け戴きますよう、謹んでお願い申し上げます。

1. 不具合の内容

リヤコンビネーションランプにおいて、

- ① 12V車・・・後部反射器が技術基準に適合しないことが判明しました。
- ② 24V車・・・後部反射器および後退灯が技術基準に適合しないことが判明しました。

2. 改善の内容

対象全車両について、技術基準に適合するリヤコンビネーションランプに交換いたします。

3. 対象車両

平成17年11月から平成29年9月の間に弊社から出荷したテールゲートリフタ。

※弊社で弊社指定品のリヤコンビネーションランプに交換したものに限りです。

※対象車両の製造番号につきましては 「7. 対象製品の製造番号」をご参照ください。

4. 対象台数

1425台（リコール 1315台、自主改善 110台）

5. 改善作業時間

約90分

6. お問い合わせ窓口

下記の新明和オートエンジニアリング(株)の各営業所、またはフリーダイヤルまでご連絡ください。

新明和オートエンジニアリング(株)の各営業所

営業所名	郵便番号	住所	TEL
北海道営業所	063-0801	札幌市西区24軒1条7丁目2-39	011-643-3481
東北営業所	983-0034	仙台市宮城野区扇町2丁目3-16	022-236-3438
関東営業所	339-0073	さいたま市岩槻区上野3丁目10-28	048-793-3000
東京第一営業所	230-0003	横浜市鶴見区尻手3丁目2-43	045-581-1141
東京第二営業所	120-0006	足立区谷中4丁目4-13	03-3628-0661
中部営業所	457-0058	名古屋市南区前浜通1丁目5-2	052-618-2021
関西営業所	663-8001	西宮市田近野町1-1	0798-51-7183
中国営業所	734-0023	広島市南区東雲本町2丁目21-26	082-284-6655
九州営業所	812-0042	福岡市博多区豊1丁目9-42	092-472-2267

フリーダイヤル

新明和工業(株)	
寒川工場 品質管理課	0120-743-051

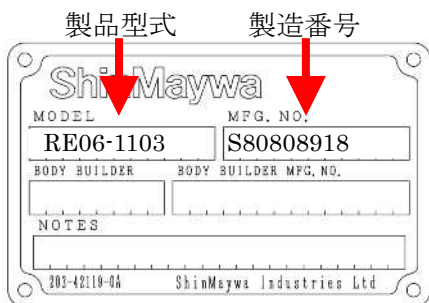
まことに恐れ入りますが、お問い合わせの受付時間は、祝祭日および弊社所定の休日を除く月～金曜日の9:00～12:00, 13:00～17:00の間でお願い申し上げます。

7. 対象製品の製造番号

下表の製造番号範囲の車両を所有されている場合は、お手数ですが、問い合わせ窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。なお、下表の製造番号の範囲の中には対象外の製品も含まれています。

対象の製品名	製品型式	製造番号の範囲 及び製作期間	対象台数
テールゲートリフタ	RA RE,REV RAM RAK,PRAK	S00108264～S91208130 平成 17 年 11 月 23 日～平成 29 年 9 月 20 日	1425 台

製造番号銘板（例）



製造番号銘板 取付位置（丸印は製造番号銘板）※仕様により取付位置が異なる場合があります。

- ・製品型式 RA （車両左舷後方）



- ・製品型式 RE,REV （車両後面 ゲート左下）



- ・製品型式 RAM （車両右舷 リヤバンパステー）



- ・製品型式 RAK,PRAK （車両左舷後方）



改善箇所説明図

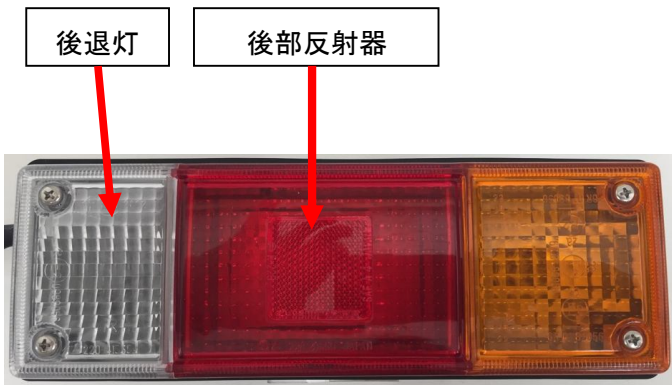


リヤコンビネーションランプ

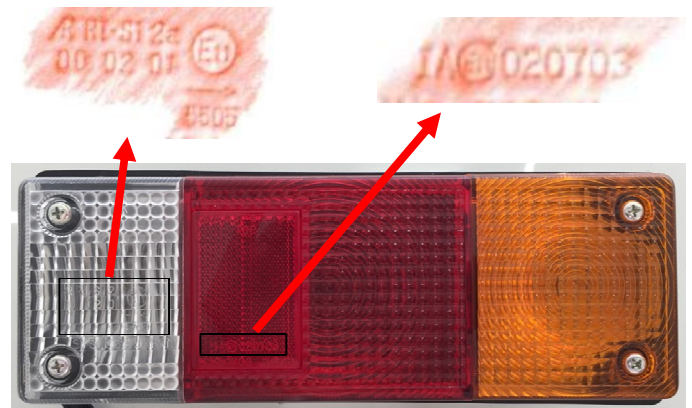
(後部反射器、後退灯)

灯火器
ECE認可番号
(装置型式指定認可番号)

後部反射器
ECE認可番号
(装置型式指定認可番号)



改善前



改善後

注： は基準不適合部を示す

- ①電源電圧が12Vのテールゲートリフタ装着車の後部反射器において、選定が不適切なため、反射特性が基準値を満足せず、保安基準第38条の規定に適合しない。
- ②電源電圧が24Vのテールゲートリフタ装着車の後部反射器及び後退灯において、選定が不適切なため、後部反射器の反射特性、後退灯の配光特性が基準値を満足せず、保安基準第38条及び40条の規定に適合しない。

[改善の内容]

- ①、② 全車両、リヤコンビネーションランプを改善品と交換する。

[識別方法]

改善実施済車には、運転者席ドアロックストライカー付近にNo. 4159の識別ステッカーを貼り付ける。